

平成27年5月11日

生徒・保護者のみなさんへ

暴風警報・特別警報発令時の措置について

箕面学園高等学校

校長 宮城福三

台風などによる、暴風警報発令時の措置につきましてお知らせいたします。下記内容（警報の種類ならびに地域）をご確認のうえ、対応いただきますようよろしくお願いいたします。

記

大阪府（大阪市・北大阪・東部大阪・泉州・南河内）、または
兵庫県南部（北播丹波・播磨北西部・播磨南西部・播磨南東部・阪神・淡路島）
のいずれかに、暴風警報が発令された時の措置。

- 1 暴風警報が午前7時までに解除された場合
平常授業です。
- 2 暴風警報が午前7時を過ぎても解除されなかった場合
自宅学習とします。
- 3 特別警報につきましては、上記のとおり対応していただくとともに、その趣旨に従って生命の安全の確保を最優先してください。

※警報につきましては「暴風警報」以外のものには適用しませんが、地域の状況により、保護者が登校困難と判断した場合、その旨学校に連絡いただきますようお願いいたします。

※また、登校後に暴風警報、特別警報が発令された場合は校内で待機し、下校の安全が確認でき次第すみやかに下校の措置をとることとします。